

# 身体的拘束適正化のための指針

2025. 1. 20

在宅支援係

介護サポートセンタたがひたち  
ヘルパーステーションたがひたち  
訪問看護ステーションたがひたち

## 1 身体的拘束適正化に関する基本的考え方

身体拘束はやむを得ない場合を除き行わないことが原則である。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、利用者の生命および身体の保護に重点を置いた行動の制限とし、代替の方法が見出されるまでの間のやむを得ない対応として行い、できる限り早期に解除するよう努めなければならない。身体的拘束が必要かどうかは、職員個々の判断ではなく複数の多職種職員で検討する。

そのための具体的な組織体制、取り扱い内容について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示する。

- ・介護サポートセンタたがひたち：第15条
- ・ヘルパーステーションたがひたち：第13条
- ・訪問看護ステーションたがひたち：第12条

## 2 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、抑制帯など利用者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して一次的に当該利用者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

## 3 身体的拘束の目的

利用者の安全な医療・ケアを実施するうえで危険を予測し、事故を回避するために必要最低限の拘束行う。

## 4 身体的拘束の判断基準

- ① 意識障害があり説明を行っても現状が理解できずに生命維持に必要な処置に協力が得られない場合
- ② 不隠行動が激しく、転倒・転落、チューブ類の自己抜去などの危険性が高いと判断した場合
- ③ 自傷、自殺または他人に損害を与え危険がある場合
- ④ 皮膚掻癢や病的反射があり、自分の意思では体幹を抑えられない場合
- ⑤ 治療上必要な体位が保てない場合

上記の状態であり、かつ以下の3要件をすべて満たすもの

- (ア) 切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (イ) 非代償性：身体的拘束などの行動制限を行う以外、他の方法が見つからない
- (ウ) 一時性：身体的拘束やその他の行動制限が一時的にある

## 5 身体的拘束の種類

- ① 体幹抑制具（体幹用ベスト、腰用ベルトなど）
  - ② 安全固定体
  - ③ ミトン型手袋
  - ④ メガホン型ミトン
  - ⑤ ベスト型車いす抑制帯
  - ⑥ つなぎ服
  - ⑦ ベッド柵をすべて使用すること
- \* 離床センサーは運動を抑制するものではないため身体的拘束には含めない

## 6 身体的拘束の実施基準

- ① 実施の必要性などのアセスメント
  - ・ 多職種でカンファレンスし、身体的拘束がやむを得ないと判断される場合は判断理由を記録に残す
- ② 利用者のご家族への説明と同意（ご家族が開始していた場合でも）
  - ・ 身体的拘束の必要性・方法（観察項目や一次的拘束の解除の方法、関節可動域運動の実施）
  - ・ 合併症などを十分に説明する
- ③ 身体的拘束の具体的行為や実施時間等の記録（観察項目）
  - ・ チアノーゼの有無
  - ・ 運動障害の有無
  - ・ 知覚障害の有無
  - ・ 皮膚障害の有無
  - ・ 一次的拘束の解除の有無
  - ・ 関節可動域運動実施の有無
  - ・ 障害発生の有無
  - ・ 解除に向けたカンファレンスの内容
- ④ 身体的拘束の解除に向けた検討
  - ① 2名以上でカンファレンスを実施し、解除に向けた検討内容を記録する
  - ② 利用者のご家族に解除に向けた検討内容を説明し、実践する
  - ③ ご家族へ観察方法を説明し身体的拘束を解除する時間をのばしてもらう
  - ④ 解除し安全面に大きな問題がなければ速やかに解除する

## 7 在宅支援係内の組織に関する事項

在宅支援係は、身体的拘束適正化に取り組むにあたって日立総合病院の医療安全推進室と連携し、定期的な情報共有をする。また在宅支援係に委員会を設置する。

① 委員会設置の目的

身体的拘束適正化に関する措置を適切に実施することを目的とする

② 委員会の構成委員は下記の通りとする

- ・委員長：在宅支援係 看護師長
- ・委員：ヘルパーステーション管理者 介護サポートセンタ管理者  
訪問看護ステーション管理者

③ 委員会の開催

- ・委員会は、年2回以上開催する
- ・身体的拘束発生等、委員会による検討が必要な際は、随時委員会を開催する

④ 委員会の検討事項

- ア) 委員会その他施設内の組織に関する事
  - イ) 身体的拘束適正化指針の整備、見直しに関する事
  - ウ) 身体的拘束適正化のための職員研修の内容及び企画運営に関する事
  - エ) 身体的拘束について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
  - オ) 身体的拘束が発生し適正でなかった場合、その分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
  - カ) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関する事
- 上記の事項について検討し、そこで得た結果は職員へ周知徹底を図る

## 8 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

研修内容は以下のものを基本とする。

- ① 身体的拘束に関する基本的内容等の適切な知識
- ② 本指針の内容に基づく取り組み方法
- ③ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

研修の実施については以下に示す。

- ① 定期開催（年1回以上）
- ② 新規採用時
- ③ 実施した研修については実施内容日程参加者を記録する

## 9 身体的拘束に係る苦情解決方法

身体的拘束に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し虐待等に関係する内容が含まれている場合には迅速に対応し、委員会に報告する。

## **8 当該指針の閲覧について**

本指針を事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

## **9 その他**

当事業所における身体的拘束適正化の取り組みは、重要性と緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。

## **付則**

この指針は2025年1月20日より施行する。